

武田家住宅の利活用に関するサウンディング型市場調査 実施要領

1 調査の目的

紫波町（以下「町」という。）は、町指定有形文化財「武田家住宅」（以下「本住宅」という。）について、所有者からの寄附の申し入れを受け、今後の維持管理、活用のあり方及び寄附の受入れについて検討しています。

本住宅は、江戸時代から続く豪農・山林地主であった武田家が所有する 100 坪を超える県内有数の大型曲り家であり、明和三年（1766）建設の主屋、明和四年（1767）建設の馬屋が現存する貴重な歴史的建造物です。大型の茅葺き屋根や庭園など、家格の高さを今に伝える文化財である一方、維持管理コストや、日常管理の担い手不在といった課題を抱えています。

本住宅の文化財としての価値を維持しつつ、民間事業者の創意工夫を活かした利活用の可能性を把握し、寄附受入れの可否を判断するための参考とするため、対話を通じて広く意見・提案を募るサウンディング型市場調査（以下「本調査」という。）を実施します。

2 対象施設について

別紙「調査概要」及び「武田家住宅概略図・現況写真」をご参照ください。

3 本調査の内容

（１）本調査の参加対象者

本調査に参加できる者は、民間事業者等（個人事業主を含む）又は複数の民間事業者等で構成するグループ（以下「参加者」という。）とします。ただし、参加者が次のいずれかに該当する場合は参加できません。

- ① 暴力団（紫波町暴力団排除条例（平成 24 年紫波町条例第 30 号）第 2 条（１）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条（２）に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体
- ② その他、本調査の参加者として町が適当でないと認める者

（２）調査項目

次の項目について、参加者と個別に対話を実施します。

- ① 想定する事業（活用）の内容 …活用アイデア、コンセプト、空間活用の可能性など
- ② 希望する運営（維持管理）方法 …持続可能な運営スキーム、役割分担、想定事業期間、必要な改修範囲、茅葺き屋根の維持管理に関する考え方など
- ③ 希望する事業方式 …購入、賃貸借、その他の公民連携手法など
- ④ 事業実施に向けた町の役割等

※ご提案やご意見のない項目があっても構いません。

※説明資料の提出は求めません。必要とお考えになる場合はご用意いただいても構いません。

4 本調査のスケジュール（予定）

実施要領の公表	令和 8 年 9 月 25 日
個別対話への参加申込	令和 8 年 9 月 25 日 ～ 令和 8 年 10 月 23 日
個別対話の実施	令和 8 年 10 月 5 日 ～ 令和 8 年 10 月 30 日
調査結果の整理・検討	令和 8 年 11 月から

5 本調査の手続き

(1) 個別対話への参加申込

受付期間	実施要領公表日 ～ 令和8年10月23日（金）17時まで
提出書類	様式「エントリーシート」
提出方法	電子メールに提出書類を添付し、後記7の問合せ先宛に送信
メール件名	【参加申込】武田家住宅の利活用に関するサウンディング型市場調査（事業者名）

現地見学は原則として実施しませんが、施設の状況確認等を希望される場合には、個別に現地見学の機会を設けます。ご希望の場合は、任意様式により、法人名又は団体名、担当者名及び連絡先、見学希望日時（複数候補）、参加人数を記載のうえ、電子メールにてお申し込みください。件名は「【見学申込】武田家住宅の利活用に関するサウンディング型市場調査（事業者名）」としてください。現地見学を希望されない場合も、対話にお申し込みいただけます。

(2) 個別対話の実施

実施期間	令和8年10月5日（月） ～ 令和8年10月30日（金） ※土日祝日を除く
所要時間	1参加者につき60分程度を予定
実施方法	対面形式 又は オンライン形式（Zoom等）
会 場	対面形式の場合、紫波町役場内会議室で実施します。 （岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1）

(3) 個別対話の日時及び場所の連絡

個別対話の日時及び場所については、参加申込のあった者へ電子メールにて連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 調査結果の公表

調査結果については、参加者の名称を非公表とし、概要を令和8年12月（予定）に町ホームページ等で公表します。公表にあたっては、事前に参加者へ内容の確認を行います。

6 その他留意事項

- (1) 本調査への参加に要する費用（書類作成、対話への参加費用、交通費等）は、参加者の負担とします。
- (2) 対話の参加実績は、事業者公募時における評価の対象となりません。
- (3) 対話は参加者のアイデアやノウハウを保護するため、個別に実施します。対話内容は知的財産として取り扱い、その情報を保護するとともに、町、所有者との協議を経て事業化が決定した場合は、随意契約により事業実施する場合があります。
ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、町議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされません。
- (4) 必要に応じて追加対話や文書照会を実施することがありますので、ご協力をお願いします。
- (5) 提出書類（エントリーシート及び任意で提出される説明資料等）の著作権は参加者に帰属しますが、提出書類は返却しません。提出資料は本調査の検討以外の目的で使用しませんが、情報公開請求があった場合は「紫波町情報公開条例」の関連規定に基づき、公開の対象となる場合があります。ただし、公にすることにより提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは除きます。
- (6) 武田家住宅は、町指定有形文化財（建造物）です。改修・活用に当たっては、文化財保護法及び紫波町文化財保護条例に基づく現状変更等の手続きが必要となる場合があります。町は、文化財指定を維持したまま活用することを基本とし、指定解除を前提とする提案は原則として想定していません。改修の範囲・方法については、対話を通じて個別に協議します。
- (7) 本実施要領に関係のない提案など、明らかに本調査の趣旨から外れた提案があった場合には、当該参加者との対話を実施しない場合があります。

7 問合せ先

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

紫波町教育委員会事務局 生涯学習課 歴史文化係

電話 019-672-2111 (内線 3121)

E-mail syogaigakusyu@town.shiwa.iwate.jp